

利 用 料 一 覧

別府軽費老人ホーム 閑話園

(平成29年4月1日現在)

[単位:円]

①対象収入による階層区分 階層別		利 用 料 金		
		②生活費	③ サービスに要する 費用の徴収額	④計
1	150万以下	54,280	10,000	64,280
2	150万 ~ 160万	54,280	13,000	67,280
3	160万 ~ 170万	54,280	16,000	70,280
4	170万 ~ 180万	54,280	19,000	73,280
5	180万 ~ 190万	54,280	22,000	76,280
6	190万 ~ 200万	54,280	25,000	79,280
7	200万 ~ 210万	54,280	30,000	84,280
8	210万 ~ 220万	54,280	35,000	89,280
9	220万 ~ 230万	54,280	40,000	94,280
10	230万 ~ 240万	54,280	45,000	99,280
11	240万 ~ 250万	54,280	50,000	104,280
12	250万 ~ 260万	54,280	57,000	111,280
13	260万 ~ 270万	54,280	64,000	118,280
14	270万 ~ 280万	54,280	71,000	125,280
15	280万 ~ 290万	54,280	78,000	132,280
16	290万 ~ 300万	54,280	85,000	139,280
17	300万 ~ 310万	54,280	93,000	147,280
18	310万 ~ 320万	54,280	101,000	155,280
19	320万 ~ 330万	54,280	108,900	163,180
20	330万 ~ 340万	54,280	108,900	163,180
21	340万以上	54,280	全 額	
11月から3月までの冬期には暖房費として一人月額2,120円を加算します。				

注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれとし、個々の対象収入その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスに要する費用の徴収額については、上記表の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

1. 冬季(11月~3月)には、暖房費として2,120円別途いただきます。
2. 利用料・暖房費は、毎年厚生省の指示により改定が必至です。
3. 利用料の納入は、当月分を毎月20日に預金口座より自動振替させていただきます。
4. 居室電気量は、個別メーター検針により1キロ当たり25円の計算で別途いただきます。
(九州電力料金の異動により改定あり)

※ 利用料「階層区分1」の場合

$$\text{②生活費} + \text{③サービスの提供に要する費用徴収額} + \text{暖房費(11月~3月)} + \text{電気代(平均)} = \text{④}$$

$$【54,280 + 10,000 + 2,120 + 800 = 67,200】$$